



★佐伯市一時預かり事業★



一時預かり事業とは・・・佐伯市に居住する児童を、一時的に認可保育所（園）でお預かりするサービスです（保育所（園）に入所しているお子さんは利用できません）。緊急を有するものや、様々な事情により家庭での保育ができない場合などに利用できますので、ご相談ください。申込方法等は下記のとおりです。

○申込方法

公立保育所・・・本庁こども福祉課 ・ 各振興局に申請書がありますので、印鑑をご持参の上、利用予定日の1週間前まで（緊急の場合を除く）にお申し込みください。

私立保育園・・・各保育所園に直接お申し込みください。

●保育所（園）の定員超えや行事等によっては利用できない場合もございますので、ご了承ください。

☆感染症にかかっていたり、集団保育に耐えられない状態にあるお子さんはお預かりできません。

☆一時預かり事業をご利用の前に、保育所（園）で面接や説明等を行います。

○保育時間・・・原則として午前8時30分から午後5時00分です。

☆各保育所（園）の保育タイムスケジュールに合わせてのご利用となります。

○利用年齢・・・満1才から就学前まで

○利用期間・・・保育を必要とする理由によって異なります。詳細は窓口でお尋ねください。

例：出産（予定月を含む4か月間）、就労、職業訓練、傷病、災害など

週3日程度、月に14日以内

冠婚葬祭、行事、育児リフレッシュなど

週3日以内、月に5日以内

○利用料・・・半日（4時間以下） 900円

1日（4時間を超えるもの） 1,800円

○実施施設

【公立】	久部	23-3099	本匠	56-5033	直川	58-2146
	蒲江	42-0173	畑野浦	45-0038	竹野	43-3236
	西浦	43-3555	森崎	44-0301	うめ	52-1013

【私立】	みなみ	23-0567	みなと	22-5399	八幡	27-7661
	佐伯	22-0644	長島	24-0522	ふれあい	22-9933
	やよい	46-1591	松浦	33-0096	にじいろ	46-1441

認可外保育園でも一時預かり事業を行っているところがあります。

利用料や申込方法は各施設で異なりますので、直接保育園へお問い合わせください。

○しろやま共同保育園（23-1850） 佐伯市中の島1-4-45

【お問い合わせ】

佐伯市役所 こども福祉課 こども福祉係

0972-22-3972（直通）

